

第6号様式

随意契約について

| | |
|-------|---------------|
| 公表年月日 | 令和5年9月25日 |
| 担当課 | 街づくり課・区画整理担当室 |

| | |
|----------|--|
| 契約業者名・住所 | 東急建設株式会社 千葉支店 千葉市中央区新町18番地10 |
| 工事等の名称 | 馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事に伴う附帯工事(その2) |
| 工事等の場所 | 松戸市新松戸東地先他 |
| 種別 | 土木一式 |
| 工事等期間 | 令和5年9月26日から令和6年3月31日まで |
| 契約金額 | 39,930,000円 |
| 工事等の概要 | 附帯工事 一式 |
| 随意契約の理由 | <p>本工事は、松戸都市計画道路3・4・18号馬橋根木内線の整備に伴い、排水工の整備等を実施するものです。</p> <p>これらは、先に契約した「馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事」の施工箇所内にあり、工程のうえでも密接な関係にあることから、同一業者による円滑な施工により、工事期間の短縮及び経費の削減を図ることができます。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を採用するものです。</p> |